城陽市東部丘陵地まちづくり条例(抜粋)

第4章 東部丘陵地整備委員会

(東部丘陵地整備委員会の設置)

- 第46条 東部丘陵地において秩序あるまちづくりの推進を図るため、城陽市東部 丘陵地整備委員会(以下「東部丘陵整備委員会」という。)を置く。
- 2 東部丘陵整備委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び 審議を行い、並びに意見具申する。
 - (1) 第10条の規定による助言に関すること。
 - (2) 第17条第1項(第29条において準用する場合を含む。)の規定による指導 及び助言に関すること。
 - (3) 第18条第1項(第29条において準用する場合を含む。)及び第52条の規 定による勧告に関すること。
 - (4) 第53条第1項の規定による是正命令に関すること。
 - (5) 第19条第1項及び第2項(第29条において準用する場合を含む。)並びに 第54条第1項の規定による公表に関すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。
- 3 東部丘陵整備委員会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 東部丘陵地における土地所有者等
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) 市職員
 - (5) その他市長が必要と認める者
- 4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 5 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、ま た同様とする。
- 7 前各項までに定めるもののほか、東部丘陵整備委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

城陽市東部丘陵地まちづくり条例施行規則(抜粋)

(東部丘陵整備委員会の組織及び運営)

- 第25条 東部丘陵整備委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総括し、東部丘陵整備委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 東部丘陵整備委員会の会議は、委員長が招集する。
- 6 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 7 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員 長の決するところによる。
- 8 東部丘陵整備委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、 説明又は意見を聴くことができる。
- 9 東部丘陵整備委員会の会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密の保護、正当な利益の保護等のため東部丘陵整備委員会が必要と認めるときは、公開しないことができる。
- 10 東部丘陵整備委員会の庶務は、東部丘陵地主管課が行う。
- 11 この規則に定めるもののほか、東部丘陵整備委員会の運営に関し必要な事項は、 委員長が東部丘陵整備委員会に諮って定める。